居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて

本市の介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて標記の件につきまして、今般の政府の押印廃止方針及び令和3年度介護報酬改定により、書面による同意を行うことが規定されているものは押印を必須とせず署名のみでも可能としました。また書面に代えて「電磁的方法」ができるようになりました。

本市の取扱いについて記載し周知いたします。

1. 書面で同意を得る場合

1) 居宅サービス計画書

- ◇原則利用者の署名を得てください(押印はなくても構いません)。
- ◇署名が困難な利用者について
 - ① 家族又は法定代理人による利用者名の代筆(手書き)、及び代筆者名・続柄を得て下さい(押印はなくても構いません)。
 - ② 代筆者がいない場合は記名(印字・スタンプなど)と押印を得てください。
- ◇サービス利用票(第6表)は事業所控えに署名または押印を得てください。 記載箇所は余白の活用や確認欄を設ける等貴事業所で定めてください。
- ◇いずれの場合においても支援経過記録に同意の記録(年月日、方法、場所、 署名が困難な理由など)をしてください。

【用語の説明】

署名:自己の氏名を手書き(自署)すること。

記名:代筆や印刷、スタンプ等により氏名を記すこと。

法定代理人:成年後見人など。

《根拠資料》 ※一部抜粋しています。

• 「筑紫野市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例」(平成30年3月29日条例第11号 第16条10項)

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

10 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」 (平成 11 年7月 29 日老企第 22 号) (厚生省令第 38 号第 13 条 10 項 解釈通知)
 - ⑩居宅サービス計画の説明及び同意(第10号)

当該説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とはいわゆる<u>居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表に相当するものすべてを指す</u>ものである。

・「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」 (平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号)(令和3年3月31 日介護保険最新情報 Vol.958)

(居宅サービス計画書記載要領)

第6表:「サービス利用票(兼居宅サービス計画)」

③「利用者確認」

居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)に、利用者の確認を受ける。 ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。

2. 電磁的方法について

- ◇「交付」や「同意」は相手方の承諾を得て書面に代えて電磁的方法によることができます。電磁的方法により行わない場合は、これまでと同様に書面で行う必要があります。
- ◇「交付」や「同意」などを電磁的方法で行う場合は、省令、解釈通知及び条例の規定により取り扱ってください。「同意」などを省略するものではありません。
- ◇電磁的方法による場合は、書面による場合と同様に個人情報の適切な取扱いに 留意してください。特にインターネットで行う場合はサイバー攻撃(データ窃 取・システム破壊など)の対策をしてセキュリティ強化に努めてください。

《根拠資料》 ※一部抜粋しています。

• 「筑紫野市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例」(平成30年3月29日条例第11号 第34条2項)

電磁的記録等

2指定居宅介護支援支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」 (平成11年7月29日 老企第22号) (厚生省令第38号第31条2項 解釈通知))

(2)電磁的方法について

- ① 電磁的方法による交付は、基準第4条第2項から第8項までの規定に準じた方法によること。
- ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。 なお、「押印についての Q&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- ③ 電磁的方法による締結は、利用者・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、 書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- ④ その他、基準第31条第2項において電磁的方法によることができるとされている ものは、①~③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定に より電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

3.その他の事項

◇重要事項説明書の同意については、1.1)の居宅サービス計画書と同様の取扱いとし、原則利用者の署名が必要です。書面または電磁的方法により行う必要があります。

《根拠資料》 ※一部抜粋しています。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」 (平成 11 年7月 29 日老企第 22 号) (厚生省令第 38 号第 4 条 2 項 解釈通知)

(2)内容及び手続きの説明及び同意

この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から**署名**を得なければならない。

※ご不明な点は筑紫野市高齢者支援課にご相談ください。

く問い合せ先>

〒818-8686 筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号 筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 指定指導担当 TEL:923-1111 FAX:920-1786